

資料編

資料1 計画改定の経過

本計画の改定にあたっては、長岡市環境基本条例に基づく長岡市環境審議会において審議を行いました。また、パブリックコメントにより広く意見の募集に努め、計画改定の参考としました。

年月日	会議等	主な実施内容
2023(令和5)年 7月10日	令和5年度 第1回長岡市環境審議会	<ul style="list-style-type: none">・近年の動向を確認し、計画の基本的事項を整理・地球温暖化対策実行計画の改定に向けた論点を整理
9月22日	第2回長岡市環境審議会	<ul style="list-style-type: none">・市全域における地球温暖化対策の基本方針を議論・地球温暖化対策（緩和策）、気候変動対策（適応策）の取組を議論
10月26日	第3回長岡市環境審議会	<ul style="list-style-type: none">・市民・事業者における行動指針を議論・改定計画（素案）のとりまとめ
12月7日	長岡市議会各会派説明	<ul style="list-style-type: none">・「長岡市地球温暖化対策実行計画（素案）」について説明
12月22日～ 2024(令和6)年 1月19日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none">・意見数 6者、33件
2024(令和6)年 2月2日	第4回長岡市環境審議会	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントへの対応について審議・「長岡市地球温暖化対策実行計画（案）」について審議
3月	「長岡市地球温暖化対策実行計画」改定	

資料2 長岡市環境審議会委員等名簿 (敬称省略)

(1) 委員 (15名)

		氏 名	所 属 ・ 役 職 等
1	学識経験者	勝身 麻美	長岡技術科学大学 国際産学連携センター 主任UEA兼任講師
2		◎中村 和宏	長岡造形大学 造形学部 准教授
3	事業所・地域代表	吉津 由貴	北陸ガス株式会社 長岡支社長
4		丸山 文男	東北電力株式会社 長岡営業所 所長
5		佐山 尚生	越後交通株式会社 運輸営業部 次長
6		三井田 由香	地球温暖化防止活動推進センター 地球温暖化防止活動推進員
7		近藤 正明	新潟県産業資源循環協会長岡支部 支部長
8		粉川 美津子	えちご中越農業協同組合 総務課 係長
9		藤田 君男	中越よつば森林組合 代表理事組合長
10		山口 優子	寺泊岬温泉ホテル飛鳥 専務取締役
11		○大原 興人	長岡商工会議所 会頭
12		鈴木 重壱	一般社団法人長岡市緑地協会 理事長
13		平澤 新太郎	公益財団法人こしじ水と緑の会 理事長
14	市民公募	向後 秀子	—
15		平澤 道子	—

◎会長 ○副会長

(2) オブザーバー (2名)

		氏 名	所 属 ・ 役 職 等
1	国	小池 俊夫	環境省関東地方環境事務所新潟事務所 所長
2	県	棚橋 成一	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部 環境センター長

資料3 用語集

<アルファベット・数字>

ビーディーエフ B D F	Bio Diesel Fuel の略称。家庭や事業所などから排出される廃食用油（植物系）から製造するディーゼルエンジン用の燃料のこと。化石燃料である軽油の代替燃料として利用されている。
ベムス BEMS	Building and Energy Management System の略称。ビルエネルギー管理システムを意味する。オフィスビルや商業施設等のエネルギー使用状況等を把握し、室内環境とエネルギーの最適化を支援するシステムのこと。設備機器等を自動で運転制御し、最適な運転を行う。
クールチョイス COOL CHOICE	日本が世界に誇る省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。
コップ COP	Conference of the Parties の略称。「締約国会議」を意味する。多くの国際条約において、条約を結んだ国々（加盟国）の最高決定機関として設置されている会議のこと。本計画では「気候変動枠組条約締約国会議」を示す。
エスコ ESCO事業	Energy Service Company の略称。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供する。
イーブイ EV	Electric Vehicle の略称。「電気自動車」を意味する。ガソリンを燃料とするのではなく、電気を使って走るため、走行時に CO ₂ が排出されない。
エフシーブイ FCV	Fuel Cell Vehicle の略称。「燃料電池自動車」を意味する。水素と酸素を化学反応させて電気をつくる燃料電池を動力源とした車のこと。
ジーエックス GX	Green Transformation の略称。温室効果ガスを発生させる化石燃料から、太陽光発電や風力発電などの温室効果ガスを発生させない再生可能エネルギーに転換し、経済社会システムや産業構造を変革させて成長につなげること。
ヘムス HEMS	Home Energy Management System の略称。ホームエネルギー管理システムを意味する。家庭のエネルギー使用状況等をパソコンやスマートフォン等に表示して、家庭の快適性や省エネルギーを支援するシステムのこと。家電製品等を自動で運転制御し、最適な運転を行う。
アイビーシーシー IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change の略称。「気候変動に関する政府間パネル」を意味する。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うために、1988（昭和63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織のこと。
ジェイ J - クレジット制度	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO ₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO ₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。
マース Maas	Mobility as a Service の略称。地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに合わせ、複数の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

エヌピーオー
N P O

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のこと。

【長岡市のN P O法人一覧】 【N P O法人等市民活動団体の紹介】
(市のHP) (ながおか市民協働センターのHP)



ピーエイチブイ ピーエイチーブイ
P H V · P H E V

Plug-in Hybrid Vehicle の略称。「プラグインハイブリッド車」を意味する。ハイブリッド車 (H V) とは違い、外部からの充電が可能な車のこと。

ピーピーエー
P P A

Power Purchase Agreement の略称。「電力販売契約」を意味し、第三者モデルとも呼ばれる。企業・自治体等が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体等が使う契約形態のこと。

エスディージーズ
S D G s

Sustainable Development Goals の略称。「持続可能な開発目標」を意味する。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

ウェルビーイング
Well-being

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

ゼ ブ
ZEB

Net Zero Energy Building の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ゼ ブ オリエンティッド
ZEB Orientedは、壁や窓の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた延床面積が 10,000 m²以上の建築物のこと。

ゼ チ
ZEH

Net Zero Energy House の略称。壁や窓の高断熱・高気密化、高効率な省エネルギー設備の導入、太陽光パネル等の設置により、年間のエネルギー収支をゼロにした住宅のこと。新潟県では、新潟県の気候にあわせた、より高断熱・高気密な Z EH を「新潟県版雪国型 Z EH」と定めている。

アール リ ニ ュ ー ア ブ ル
3 R +Renewable

リデュース リユース リサイクル
Reduce (ごみ・廃棄物の発生抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再生利用) の 3 つの R に Renewable (再生可能な資源に替える取り組み) を加えたもの。

Renewable の例として、プラスチック製のレジ袋をバイオプラスチック製に替えるなどがある。

サーティバイサーティ
3 0 b y 3 0

2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。この目標に賛同し、取り組む行政、企業、N P O 等は、有志連合である「生物多様性のための 30by30 アライアンス」に参加できる。長岡市も登録している。



さんまる いちまる
3 0 · 1 0 運動

宴会のときの食品ロスを削減するための運動であり、乾杯からの 30 分間とお開き前の 10 分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼びかけること。

＜五十音＞

ア行

アウトリーチ活動	さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。
暑さ指数	熱中症を予防することを目的に提案された指標のこと。体と外気との熱のやりとり（熱収支）に大きく影響を与える「湿度」「日射・放射」「気温」の3要素を取り入れ、蒸し暑さを表す。暑さ指数の数値が高いほど、熱中症を発生しやすい。W B G T (Wet Bulb Globe Temperature) とも表す。
一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物*以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
ウォーカブル	walkable (歩きやすい) から転じて、「歩きたくなる」や「歩くのが楽しい」を意味する言葉。
ウォームビズ	冬期に着衣により体温調節することで、室温を 20°C にしても快適に過ごすことができる工夫のこと。
雨水貯留施設	雨水が川や水路へ流出するのを一時的に抑え、流れ出る量を減少させる施設のこと。
エコキュート	空気中の熱と少量の電気を使用してお湯をつくる家庭用給湯器のこと。使用時に CO ₂ が排出されない。つくったお湯は、断熱性にすぐれた貯湯タンクに貯められ、停電などの非常時でもお湯を使うことができる。
エコ診断	家庭の光熱費などの情報を基に、住んでいる地域の気候や家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギーの取組を把握できるツールのこと。
エコドライブ	大気汚染物質や CO ₂ の排出削減のための環境に配慮した運転のこと。例として、自動車停止時にエンジンを切るアイドリングストップの励行や急発進・急加速を控えることなどがある。
エコマーク	環境に配慮した製品やサービスにつけられたマークのこと。製品や包装などについており、環境に配慮した商品を購入したいときに参考になる。
エシカル消費	倫理的 (エシカル) な考え方を基準に消費を行うこと。具体的には誰がどこで商品を作り、店までどのように運ばれてきたのかなどを考慮し、人・社会・環境に配慮した消費行動を行うこと。
エネファーム	都市ガス・L P ガスを使用して電気とお湯をつくる家庭用燃料電池のこと。都市ガス・L P ガスの水素と空気中の酸素から発電し、発電する際に発生した熱を利用してお湯をつくる。つくった電気は家電などに利用でき、お湯はお風呂などの給湯に利用できるため、購入電力の削減につながる。
エネルギー管理システム	消費エネルギーを表示する機器の一つで、電力使用量を計測・表示するだけでなく、節電 (CO ₂ 削減) のための機器の制御等も行うシステムのこと。 住宅向けは H E M S 、商用ビル向けは B E M S 、工場向けは F E M S という。
エネルギー起源 CO ₂	石油や石炭、ガスなどの化石燃料を燃やすことで発生する二酸化炭素のこと。

カ行

カーシェアリング	一般に登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしシステムのこと。
カーボンクレジット	市民や企業が森林の保護や植林、省エネルギー機器の導入などによって生まれる CO ₂ などの温室効果ガスの削減量、吸収量を「クレジット」として発行し、ほかの企業などとの間で売買できるようにする仕組みのこと。
カーボンニュートラル	企業や家庭から出る CO ₂ などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすること。

化石燃料	石油や石炭、天然ガスなどの地下に埋まっている燃料資源のこと。火力発電の燃料やプラスチック製品の原料、ガソリンなどさまざまな用途で使用されているが、燃やすとCO ₂ が排出されることから地球温暖化の原因の一つと言われている。
環境管理システム	環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて自主的に環境保全に関する取組を進める体制・手続きのこと。環境管理に関する国際的な規格としてはISO（国際標準化機構）の定めるISO14000や環境省が策定したエコアクション21がある。
ガスコーチェネレーション	ガスを燃料として電気を使用する場所で発電する「分散型発電システム」のこと。送電ロスがなく、発電と同時に発生する熱の有効利用が可能である。
クールビズ	夏期に着衣により体温調節することで、室温を28°Cで快適に過ごすことができる工夫のこと。
グリーン購入	製品やサービスを調達する際、環境負荷ができるだけ小さいものを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。
高効率機器	小さなエネルギーで大きな稼働能力を引き出すことができる機器のこと。例として、省エネルギー性能の高い家電製品などを指す。

サ行

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱等がある。
サステナブルシーフード	将来も魚を食べ続けられるよう、漁獲量や環境に配慮した漁業や環境及び社会への影響を最小限に抑えた養殖場で得た水産物のこと。 「MSC認証」や「ASC認証」のエコラベルが対象である。
サステナブルファッション	衣服の生産から着用、廃棄までの過程において、将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組みのこと。例として、服の修繕やシェア・レンタルサービスの活用、フリマ・古着回収の活用などの取組がある。
サプライチェーン	原材料の調達、製造、販売、消費など生産者から消費者に届くまでの一連の流れのこと。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、政令で定める廃棄物のこと。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず、捨てられる食品のこと。
浸水防除	市内に降った雨を河川等へ排除し、道路の冠水や家屋の床上・床下浸水被害を防ぐこと。
事業継続計画（BCP）	Business Continuity Planの略称。企業が自然災害やテロ攻撃などの緊急事態に遭遇した際に損害を最小限にとどめつつ、事業の継続又は早期復旧するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法などを取り決める計画のこと。
自治体排出量カルテ	地方公共団体のCO ₂ 排出量を把握するためのツールとして環境省が提供している資料のこと。
充放電設備	EVの充電に加え、EVに搭載されたバッテリーから住宅や事業所、商業施設などに電気を供給できる装置のこと。停電など災害発生時には、EVのバッテリーから電気を供給することができる。
循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
水源かん養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
涼み処	日差しの強い日や気温が高い日などに、一時的に暑さを避けるために市が指定した場所のこと。長岡版クーリングシェルター。

生物多様性	生物多様性基本法において「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」として定義され、生物の豊かな個性とつながりを指す。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルから構成される。
雪氷熱	冬の間に降った雪や冷たい外気を使って凍らせた氷を保管し、冷熱が必要となる時季に利用すること。
ゼロエミッション	リサイクルを徹底することにより、最終的に廃棄物をゼロにしようとする考え方のこと。
ゼロカーボンアクション30	脱炭素社会の実現に向けて環境省が設定した30項目の取組のこと。衣食住、移動時、買い物時において、一人ひとりが実践できる取組が紹介されている。
ゼロカーボン・ドライブ	再生可能エネルギー由来の電力とEV、PHEV、FCVを活用した走行時のCO ₂ 排出量がゼロのドライブのこと。
線状降雪帯	ほぼ同じ場所に停滞する筋状の雪雲の集合体で、風がぶつかる場所のこと。主に日本海沿岸に流れ込んで大雪を降らせる。正式には日本海寒帯気団収束帯(Japan sea Polar airmass Convergence Zone(略称:JP CZ))と言われる。
ソーラーカーポート	カーポート(簡易車庫)の屋根部分に太陽光パネルを設置した車庫のこと。
タ行	
タイムライン	災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」、【ながおか防災HP】 「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施 主体を時系列で整理した計画のこと。防災行動計画ともいう。 
たん水被害	農地の排水能力が低下し、不要な水が貯まることで農作物などが被害を受けること。
炭素貯留	土壤や森林、海洋などに炭素が蓄えられること。炭素が蓄えられると大気中のCO ₂ が減少する。
田んぼダム	田んぼの貯水機能を利用し、大雨の際に田んぼに一時的に雨水を貯めてゆっくりと排水することで、排水路や河川の水位上昇を抑制し、洪水被害を軽減する取組のこと。
地域脱炭素促進エリア	地域内において、脱炭素化を促進するために、環境への配慮、地域へのメリットなどを考慮しながら再生可能エネルギー事業を促進するエリアのこと。
地球温暖化係数	CO ₂ を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。
蓄電設備	太陽光発電などで必要以上に発電された使い切れない電気を蓄え、夜間や停電時など必要なときに電気を供給するための設備のこと。災害時は、非常用電源として役立つ。
地産地消	国内の地域で生産されたものを、その地域内において消費する取組のこと。
ティッピングポイント (臨界点)	少しずつの変化が急激な変化に変わってしまう転換点を意味する。急激な変化的例として、南極の氷が不安定化し急激に減少を始める、南米のアマゾンの熱帯雨林が枯れ始める、海の循環が急に変化するなどがある。
テレメトリー調査	野生動物に発信機を装着し、受信した電波の情報から野生生物の位置を調査する方法のこと。
デコ活	CO ₂ を減らす脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を合わせた「デコ」に活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しするために国が展開している新しい国民運動。
デマンド監視装置	契約電力(毎月使用できる電力量の上限)を決める基準となる最大需要電力(直近12カ月間の最大使用電力量)が最大値にならないように監視する装置のこと。
電気由來のCO ₂ 排出量	自家発電等を含まない、電力会社などから購入する電力や熱に由来するCO ₂ 排出量のこと。

透水性舗装	舗装体を通じて雨水を直接道路床へ浸透させ、地中に還元させる機能を持つ舗装のこと。
ナ行	
熱中症警戒アラート	熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を促すための情報のこと。熱中症との相関が高い「暑さ指数*」の値が33以上と予測された場合に発表される。
新潟県版雪国型ZEH	新潟県の気候にあわせた、より高断熱・高気密なZEHのこと。新潟県は、暖房機器の使用が多いため、国のZEH基準より断熱性能を高めることで年間の冷暖房の使用によるCO ₂ 排出量を削減することにつなげる。
熱エネルギー設備	太陽熱や地中熱などの未利用熱エネルギーを活用した設備のこと。具体的には、太陽熱温水器や、地中熱ヒートポンプシステムなどが挙げられる。
ハ行	
排出係数	温室効果ガスの算出などに用いられる一単位あたりの活動量から排出される温室効果ガスの量のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、 被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の 位置などを表示した地図のこと。 【ながおか防災HP】 
バイオガス	バイオマス（家畜の排泄物、食品廃棄物など）を微生物の力でメタン発酵させた際に発生するガスのこと。バイオマス発電の燃料として利用する。
バイオコミュニティ	化石燃料ではなく、バイオテクノロジーや再生可能な生物資源等を利活用することで、持続的に再生可能性のある循環型の経済社会に基づいて形成されるコミュニティのこと。
バイオマス	生物から生まれた資源のこと。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物などがある。
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。2015（平成27）年11月から12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択され、2016（平成28）年11月に発効した。産業革命前からの気温上昇を2℃より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲に比べて高くなる現象のこと。
フードバンク	寄付を受けた食料品を貯蔵して、食糧を必要としている人や団体に供与するボランティア活動のこと。
賦存量	ある資源の潜在的な存在量のこと。ここでは、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量を示している。
フロン類	炭素と水素のほか、ふつ素や塩素、臭素等ハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒として20世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では先進国を中心として、使用に大幅な制限がかけられている。 【新潟県HP】 
ブルーカーボン	海草や海藻、植物プランクトンなど、海洋生物の作用で海中に取り込む炭素のこと。
マ行	
マイクログリッド	既存の原発や火力などの大規模な発電所に依存することなく、エネルギーの供給源と送電と消費までを小規模なネットワークで構築し、自律的に電力供給を行うシステムのこと。
水循環	海水や河川の水などが太陽のエネルギーによって蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至るというように、水が循環すること。

メタネーション	CO ₂ と水素(H ₂)を反応させてメタン(CH ₄)を合成する技術のこと。メタンの合成にCO ₂ を使うことで、排出したCO ₂ を相殺し「カーボンニュートラル」に貢献する。
メタン発酵	細菌が下水汚泥や生ごみなどの有機廃棄物中の有機物を分解し、メタンと二酸化炭素からなるバイオマスと消化液(発酵残渣)に分解すること。バイオガスは発電や熱利用などが可能。
木質バイオマスチップ	木材原料から製造されたチップ状の木片のこと。バイオマスエネルギーを利用した発電の燃料に利用する。
ヤ行	
有機質資材	家畜ふん、稲わら等の有機質を原料とした資材のこと。農地への施用により、地力の維持向上や炭素貯留による環境負荷の軽減に役立つ。
ラ行	
ライフサイクルアセスメント	製品やサービスのライフサイクル全体(資源採取—原料生産—製品生産—流通・消費—廃棄・リサイクル)、またはその特定段階での環境負荷を数値化し、定量的に評価すること。
リサイクル協力店	ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる店舗のこと。【長岡市HP】 長岡市では「ごみ減量・リサイクル協力店」として募集・認定している。 
流下能力	川が流すことができる洪水の規模のこと。流量で表す。土砂が溜まっているところや、川幅が狭いところなどは流下能力が小さくなる。

コラム 11 市の熱中症対策「アウトリーチ活動」と「涼み処」

○アウトリーチ活動

熱中症にかかりやすい後期高齢者への注意喚起のため、保健師等が訪問を行っています。また、エアコンを適切に活用いただくためにエアコンチェックシートを作成し、液晶温度計付き熱中症予防シートと一緒に配布しています。

高齢者は、加齢により暑さや、のどの渇きに対する感覚が鈍くなりやすく、若年者よりも体内の水分量が少ないとからシートを活用して、水分補給と部屋の温度管理を意識していただくことが狙いです。



○涼み処

日差しの強い日や熱中症警戒情報が発表されている時などの際、一時的に暑さを避ける場所「涼み処クールシェアスポット」として指定しました。どなたでも気軽にお立ち寄りいただき、ひと涼みいただけます。公共施設だけでなく、取組に賛同いただく店舗もあります。



※涼み処の施設一覧は
QRコードから

資料4 政府実行計画

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）は、2021（令和3）年に表明した2030年度温室効果ガス削減目標を踏まえ、同年10月22日、地球温暖化対策計画と併せて閣議決定されました（計画期間は2030年度まで）。

【環境省HP】



政府実行計画

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物
(敷地含む) の**約50%以上**に
太陽光発電設備を設置することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready**相当となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R+Renewable

プラスチックごみをはじめ廃物等から排出される廃棄物の**3R+Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

資料：環境省「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の概要」

資料5 デコ活の取組

デコ活とは、カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするために展開されている新しい国民運動です。

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像や絵姿を紹介し、国・自治体・企業・団体等と共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押ししています。



資料：環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」

資料6 ゼロカーボンアクション30の取組

ゼロカーボンアクション30*とは、気候変動の解決に向けた目標である2050年カーボンニュートラルの達成のために、環境省が具体的に設定した30項目のアクションです。～できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション！～として環境省が情報発信しています。

これらのアクションは社会の仕組みを大きく変えていくことに加えて、日常生活の中で、一人ひとりのライフスタイルに合わせてできる取組です。暮らしを脱炭素化することで、快適やおトクになるといったメリットにつながることもあります。



令和4年度2月更新

ひとりひとりができること ゼロカーボン アクション30

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

エネルギーを 節約・転換しよう！ <ul style="list-style-type: none">1 再エネ電気への切り替え2 クールビズ・ウォームビズ3 節電4 節水5 省エネ家電の導入6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう7 消費エネルギーの見える化	太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！ <ul style="list-style-type: none">8 太陽光パネルの設置9 ZEH（ゼッチ）10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置12 暮らしに木を取り入れる13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択14 働き方の工夫	CO2の少ない 交通手段を選ぼう！ <ul style="list-style-type: none">15 スマートムーブ16 ゼロカーボン・ドライブ
食口をなくそう！ <ul style="list-style-type: none">17 食事を食べ残さない18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫19 収の食材、地元の食材でつくった食を取り入れた健康な食生活20 自宅でコンポスト	サステナブルな ファッション！ <ul style="list-style-type: none">21 今持っている服を長く大切に着る22 長く着られる服をじっくり選ぶ23 環境に配慮した服を選ぶ	3R（リデュース、 リユース、リサイクル） <ul style="list-style-type: none">24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う25 修理や修繕をする26 フリマ・シェアリング27 ゴミの分別処理
CO2の少ない製品・ サービス等を選ぼう！ <ul style="list-style-type: none">28 脱炭素型の製品・サービスの選択29 個人のESG投資	環境保全活動に 積極的に参加しよう！ <ul style="list-style-type: none">30 植林やゴミ拾い等の活動	

資料：環境省「ゼロカーボンアクション30 アクション一覧」を基に作成

資料7 にいがたゼロチャレ30の取組

新潟県は、温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するため「2050 新潟カーボンゼロチャレンジ」を宣言し、いますぐできる日常のちいさな行動として、30の取組を紹介しています。

にいがたゼロチャレ30

温室効果ガスの排出を少しでも削減し、将来の世代に自然豊かな環境を引き継いでいくため、私たち一人ひとりができる取組
「にいがたゼロチャレ30」一緒にチャレンジしてみよう！

1 電気のムダ使いを減らそう！
明るい昼間の照明や使っていない部屋の照明は消しましょう。また、コンセントからプラグを抜くと待機電力を抑えられます。

2 LED照明に替えよう！
消費電力が少なく、寿命も長いLEDタイプの照明に替えることによって、電力使用量を抑えることができます。

3 ポットや炊飯ジャーのムダな保温をやめよう！
保温は魔法瓶を利用しましょう。ご飯をたくさん炊いた場合は冷凍し、電子レンジで温めなおして食べましょう。

4 夏は室温28℃、冬は20℃を目安に暖房の温度設定を見直そう！
夏の冷房時は温度設定を1℃高く、冬の暖房は1℃低くすると約10%の消費電力削減になります。

5 クールシェア・ウォームシェアをしよう！
涼しい場所や暖かい場所にみんなで集まりシェアすることで、冷暖房費を節約しましょう。（※感染症流行時には3密を避ける等を考慮）

6 水の出しっぱなしをやめよう！
シャワーの際やお皿を洗っている間、手を洗ったり、歯を磨いている間は、水をこまめにとめましょう。

7 お風呂は間隔をあけずに入り、残り湯は効率活用しよう！
お湯が冷めないようにこまめにフタを閉めたり、間隔をあけずにお風呂に入ると、追い炊き時間を短くできます。残り湯は洗濯や、掃除に活用しましょう。

8 髪はしっかりタオルドライしよう！
髪はタオルでしっかりと水気をとり、ドライヤーの時間を短縮しましょう。

9 トイレを使わないときはフタを閉めよう！
暖房便座は、フタを閉め、便座から熱が逃げないようにしましょう。

10 冷蔵庫はゆとりのある収納！ムダな開け閉めはやめよう！
冷蔵庫を整理して食材の定位置を決めたり、開ける前に何を取り出すか考えてムダのない開閉を心がけましょう。

11 食品ロスを減らそう！
賞味・消費期限が切れる前、おいしい内に食べましょう。

12 ごみは分別しよう！
ごみは分別してリサイクルしましょう。処理費用・エネルギーを抑えることにつながります。

13 マイボトル、マイバッグ、マイ箸、マイストローを使おう！
ペットボトルやビニール袋の購入は控え、使い捨てプラスチックの使用を減らしましょう。自分好みのデザインや機能があるものを使うことで、楽しみながらゴミを削減できます。

グリーンレルヒさんの豆知識①
新潟県の家庭の電力使用量（世帯あたり）は、47都道府県中12位。一人一人の意識が電力使用量削減につながるよ。（2019年度／経済産業省 都道府県別エネルギー消費統計より）

グリーンレルヒさんの豆知識②
ごはん1杯分を保存する場合、炊飯ジャーで保温するより、冷凍して電子レンジで解凍した方が電気代は少なく済み、新潟のお米もおいしく食べられるよ。

グリーンレルヒさんの豆知識③
水道水を送るためのポンプや、浄水・下水処理にもエネルギーを使うから、実は節水も省エネにつながるよ。

グリーンレルヒさんの豆知識④
新潟県民一人当たりの食品ロス量（家庭系）は、毎日卵1つ分（約60g）。卵たった1つ分と思うかもしれないけれど、県民全員と考えるとたくさん。新潟県では「残さず食べよう！」にいがた県民運動」を進めているよ。（QRコードダイヤ参照）

グリーンレルヒさんの豆知識⑤
新潟県はエコニャンと一緒に「プラスチックごみの削減」の取組を進めているよ。みんなも一緒に取り組もう。（QRコードサイト参照）

14 宅配便はなるべく一回で受け取ろう！

日時の指定や置き配、コンビニ受け取りを利用して、再配達を使うまぐなエネルギーを減らしましょう。

15 省エネ、快適な住まいを考えてみよう！

夏は涼しく、冬は暖かい住まいを考えてしまおう。いま住んでいるおうちでも窓の断熱改修や断熱を設置することで、結露防止や冷暖房費の節約ができる。快適に太陽光パネル設置も省エネにつながります。

16 再エネ電気の購入を考えてみよう！

家庭の電気も、太陽光などの再生可能エネルギーで発電した電気を選べるようになってきました。購入する電気を選ぶだけで温暖化対策につながります。
(※再生可能エネルギー=CO₂を排出せず、くり返し利用できるため、再生がくならないエネルギー)

17 著しに植物や木を取り入れよう！

植物や木は調湿作用や一定の断熱性があります。おうちで植物や木を育てたり、夏はグリーンカードを利用することで快適に過ごせます。また、新潟県産の製品を購入することで、県の森を守ることにもつながります。

18 環境にやさしい取組を知ろう！

私たちが環境にやさしい企業や取組を知り、発信していくことは、間接的に環境を守ることにつながります。

19 環境活動に参加してみよう！

町内や地域のゴミ拾い、植林活動に参加してみましょう。温暖化対策や環境についてみんなでシェア・発信することで、取組の輪を広げられます。

20 学校や職場でも脱炭素に取り組んでみよう！

おうちでの取組とともに、日中活動をする場でもエコに心がけ、ゼロチャレ仲間を増やしていく。学校で節電・職場で省エネ・通勤通学では節電・ムーブ・フレワークをすることもガソリンや時間の節約ができます。

21 地産地消！新潟の旬のものを食べよう！

地元新潟の旬のものを選ぶことは、フードマイレージ(=食料の輸送距離)を抑えたり、ビニールハウス栽培等で必要とするエネルギーを減らすことができます。

22 家電の買換え時は省エネ商品を選ぼう！

生活に欠かせない家電だからこそ、省エネラベル(★マークの多い)商品を選ぶと電気代もお得、温暖化防止効果も高くなります。

23 食品・日用品はパッケージについているマークに注目して購入しよう！

環境に配慮している商品には、それを伝えてくれるマークがついています。マークを商品選びの参考にし、「買い物でも“エコ”」に取り組みましょう。

24 買いすぎに注意しよう！

食料品や衣服の買いすぎは、保管やゴミ処理・処分などで余計なエネルギーを使っています。必要なもののみ必要な分だけ購入しましょう。

25 サステナブルファッショントリセイションを意識しよう！

衣服は適切なケアをし、長く使える愛着のくわく服として大切にしましょう。また、環境に配慮された生産過程やエコ素材の服等、衣服の作られ方にも注目してみましょう。

26 フリマやシェアリングサービスを活用しよう！

不要になってしまったものは、リサイクルショップへ販売したり、フリマやフリマアプリを活用してリユースを心がけましょう。

27 公共交通機関や自転車、徒歩で移動しよう！

通勤やお出かけの際には、出来るだけ徒歩やバス、鉄道、自転車等を利用しましょう。

28 車内の不要な荷物はあらそう！

車の燃費は荷物の重さに大きく左右されます。不要な荷物はあらかじめおろしてから運転しましょう。

29 エコドライブを心掛けよう！

車両距離にゆとりを。発進時はふんわりアクセル、減速時は早めのアクセルオフ、エンジンをかけたまま停車する「アイドリング」は避けましょう。

30 自動車の購入・買換えにはエコカーを視野にいれよう！

燃費が向上するだけでなく、停電時には電源として使える自動車も開発されています。ぜひ、エコカーも選択肢に検討してみましょう。

グリーンチャレヒさんの豆知識 6

新潟県脱炭素ポータルサイトでは、工場事業所や県内企業の脱炭素の取組を紹介しているよ。環境クイズや動画も載っているので見てみよう。
(QRコードサイト参照)

グリーンチャレヒさんの豆知識 7

新潟県内では、新潟県カーボン・オフセットシンボルマークのついた、環境にやさしい商品が販売されているよ。まちのお店で探してみよう。

グリーンチャレヒさんの豆知識 8

服を1着つくるためには、浴槽約11杯分の水を消費し、ペットボトル(500ml)約255本分のCO₂を排出してしまうんだ。服1着を大切に、環境省のサイト「サステナブルファッション」も見てみよう。(QRコードサイト参照)

グリーンチャレヒさんの豆知識 9

新潟県には、レンタサイクル施設が21市町村83施設あるよ。上手に活用して自転車で新潟の気持ちいい風を感じよう。

グリーンチャレヒさんの豆知識 10

新潟県の自家用乗用車保有台数(1世帯当たり)は47都道府県中10位。車社会の新潟では、環境にやさしい車選びやドライブを中心とすることが大切だね。
(新潟県100の指標く令和元年度より)

カーボンゼロ
ゼロチャレ
ニイガタ

詳しい情報はホームページへ
新潟ゼロチャレ 検索

QRコード

資料：新潟県脱炭素ポータルサイト「にいがたゼロチャレ 30」

資料8 ながおかエコアクション

本市の事務事業に伴い温室効果ガス削減のために必要とされる4つの取組を「ながおかエコアクション」として掲げて推進します。

- ・職員一人ひとりの省エネルギーの推進
- ・公共施設の適正な管理・運営
- ・職員一人ひとりの資源循環の行動
- ・地域資源の活用推進

また、以下に示す5項目を重点的取組項目として徹底を図ります。

重点的取組項目

〔廃プラスチック焼却の削減〕

- ①使い捨てプラスチック製品の使用を控え、再使用可能なものを選択する。
- ②ごみの分別を徹底し、プラスチック包装のリサイクルに努める。
- ③ごみ減量等に係る周知・啓発を積極的に行う。

〔電気・都市ガス使用量の削減〕

- ④冷暖房設備を適切な温度で使用する。（例：室温は冷房 28°C、暖房 20°C）

〔省エネルギーの推進〕

- ⑤これまでの取組を引き続き推進する。
例・クールビズ、ウォームビズで快適に執務する。
 - ・必要な場所・時間だけ点灯する。
 - ・パソコンは省電力モードに設定して使用し、離席時や休憩時間はパソコンを閉じる。

資料9 グリーン購入の推進

1 市役所業務における調達方針

- (1) 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める環境物品等の品目（以下、「特定調達品目」という。）の購入にあたっては、同方針で定める判断基準及び配慮事項に適合するものを調達するよう努めます。
- (2) 特定調達品目に該当しない物品等を調達する場合であっても、可能な限り、エコマーク*等の環境ラベルなどを参考として、環境負荷が少ない物品を調達します。
- (3) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めます。

2 特定調達品目

*国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の改正に伴い変更されます。

分野	特定調達品目
紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー
文具類	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム 等
オフィス家具等	いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア
オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、一次電池（単1～単4電池等）又は小形充電式電池
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ
エアコンディショナー等	家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器
照明	L E D 照明器具、L E D を光源とした内照式表示灯、蛍光ランプ（大きさの区分40形直管蛍光ランプ）、電球形状のランプ
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油

消火器	消火器
制服・作業服	制服、作業服、帽子、靴
インテリア・寝装 寝具	カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド、タイルカーペット、ニードルパンチカーペット、タフティッドカーペット、織じゅうたん、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス
作業手袋	作業手袋
その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ
設備	太陽光発電システム（公共・産業用）、太陽熱利用システム（公共・産業用）、燃料電池、エネルギー管理システム、生ごみ処理機、節水器具給水栓、日射調整フィルム、低放射フィルム、テレワーク用ライセンス、WEB会議システム
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源
公共工事	<p>【資材】 建設汚泥から再生した処理土、土工用水碎スラグ、銅スラグを用いたケソン中詰め材、フェロニッケルスラグを用いたケソン中詰め材 等</p> <p>【建設機械】 排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械</p> <p>【工法】 低品質土有効利用工法、建設汚泥再生処理工法、コンクリート塊再生処理工法、路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法、泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法</p> <p>【目的物】 排水性舗装、透水性舗装、屋上緑化</p>
役務	省エネルギー診断、印刷（外部発注）、庁舎管理、植栽管理、清掃、タイルカーペット洗浄、機密文書処理、庁舎等において営業を行う小売業務、飲料自動販売機設置、会議運営 等
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

資料 10 溫室効果ガスの種類とその特徴

【温室効果ガスの種類とその特徴】

温室効果ガス	地球温暖化係数*	性質	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	・ 代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など
メタン (CH ₄)	25	・ 天然ガスの主成分で、常温で気体 ・ よく燃える	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	・ 数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質 ・ 他の窒素酸化物などのような害はない	燃料の燃焼、工業プロセスなど
フロン類	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1,430 など	・ 塩素がなく、オゾン層を破壊しない ・ 強力な温室効果ガス
	パーカル オロカーボン類 (PFCs)	7,390 など	・ 炭素とふつ素だけからなるフロン ・ 強力な温室効果ガス
	三ふつ化窒素 (NF ₃)	17,200	・ 窒素とふつ素からなる無機化合物 ・ 強力な温室効果ガス
	六ふつ化硫黄 (SF ₆)	22,800	・ 硫黄の六ふつ化物 ・ 強力な温室効果ガス

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターHP「温室効果ガスの特徴」を基に作成

資料 11 市全域における温室効果ガス排出量の算出方法（自治体排出量カルテ）

二酸化炭素（CO ₂ ）排出量			
排出源		算出方法	統計データの出典
産業部門	農林水産業	都道府県の農林水産業炭素排出量／都道府県の農林水産業の従業者数×市区町村の農林水産業の従業者数×44／12	経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計調査」 総務省統計局「経済センサス－活動調査」
	建設業・鉱業	都道府県の建設業・鉱業炭素排出量／都道府県の建設業・鉱業の従業者数×市区町村の建設業・鉱業の従業者数×44／12	経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計調査」 総務省統計局「経済センサス－活動調査」
	製造業	都道府県の製造業炭素排出量／都道府県の製造品出荷額等×市区町村の製造品出荷額等×44／12	経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計調査」 総務省統計局「経済センサス－活動調査」
業務その他部門		都道府県の業務部門炭素排出量／都道府県の業務部門の従業者数×市区町村の業務部門の従業者数×44／12	経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計調査」 総務省統計局「経済センサス－活動調査」
家庭部門		都道府県の家庭部門炭素排出量／都道府県の世帯数×市区町村の世帯数×44／12	経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計調査」 総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
運輸部門	自動車	全国の自動車車種別炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数×市区町村の自動車車種別保有台数×44/12	経済産業省「総合エネルギー統計」 一般財団法人自動車検査登録情報協会「自動車保有車両数統計」 一般社団法人全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数ファイル」
	鉄道	全国の人口当たり炭素排出量／全国の人口×市区町村の人口×44/12	経済産業省「総合エネルギー統計」 総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
	船舶	全国の外航船舶を除く入港船舶総トン数当たり炭素排出量／全国の外航船舶を除く入港船舶総トン数×市区町村の外航船舶を除く入港船舶総トン数×44/12	経済産業省「総合エネルギー統計」 国土交通省「港湾調査年報」
廃棄物分野 (一般廃棄物)		焼却処理量×(1-水分率)×プラスチック類比率×2.77+焼却処理量×全国平均合成繊維比率(0.028)×2.29	環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

資料 12 市役所業務における温室効果ガス排出量の算出方法（LAPPS）

（1）温室効果ガス排出量の算出方法

※市役所業務の実績値を用いて算出しています。

二酸化炭素（CO ₂ ）排出量	
排出源	算出方法
電気の使用	電気使用量×電力会社ごとのCO ₂ 排出係数
燃料（ガソリン、灯油、軽油、A重油、都市ガス、LPGガス）の使用	燃料使用量×CO ₂ 排出係数
廃プラスチックの焼却	廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く）焼却量×CO ₂ 排出係数

二酸化炭素（CO ₂ ）以外の温室効果ガス排出量	
排出源	算出方法
公用車の走行に伴うCH ₄ 及びN ₂ O排出	車種走行距離×CH ₄ ・N ₂ O排出係数×地球温暖化係数
一般廃棄物の焼却に伴うCH ₄ 及びN ₂ O排出（連続式焼却施設）	一般廃棄物焼却量×CH ₄ ・N ₂ O排出係数×地球温暖化係数
下水道終末処理場の排水処理に伴うCH ₄ 及びN ₂ O排出	終末処理量×CH ₄ ・N ₂ O排出係数×地球温暖化係数
家畜の消化管内発酵に伴うCH ₄ 排出	種類別平均飼育頭数CH ₄ ・N ₂ O排出係数×地球温暖化係数
家畜の排泄したふん尿管理に伴うCH ₄ 及びN ₂ O排出	種類別平均飼育頭・羽数×CH ₄ ・N ₂ O排出係数×地球温暖化係数

（2）排出係数

環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」の排出係数を用いています。

※年度により変更されることがあります。

資料 13 長岡市環境基本条例（抄）

平成 8 年 12 月 20 日

条例第 29 号

前文

私たちのまち長岡は、変化に富んだ四季とまちをやわらかく包みこむ東山連峰や西山丘陵、豊富な水をたたえ洋々と流れる信濃川など豊かな自然環境の下で人を育て、特有の文化をはぐくみ、産業を興し、今日の繁栄を築いてきた。

しかし、近年の資源やエネルギーの大量な消費と廃棄物の大量な発生を伴う社会経済活動により、便利で物質的に豊かな生活がもたらされた一方で、地域の環境だけでなく、生命存続の基盤である地球の環境までが損なわれつつある。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有しているが、同時に、私たちは、環境を現在の世代だけのものではなく、将来の世代とも共有するものとして守り、育て、引き継いでいく責務を有している。そのため、私たちは、自然との良好な関係を保ちながら、環境に配慮した日常生活や事業活動を営み、市、事業者及び市民が一体となって、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、健全で恵み豊かな環境を保全し、潤いと安らぎのある環境を創造し、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及び潤いと安らぎのある環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるよう行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、人と自然及び人と文化との豊かな触れ合いが確保されるよう行われなければならない。

5 地球環境保全は、市、事業者及び市民が地域における事業活動及び日常生活の地球環境に及ぼす影響を認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

(1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全すること。

(2) 物の製造、加工、販売その他これらに類する事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が図られるようにすること。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他これらに類する事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を行うように努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されるときにおいて、廃棄物の減量等環境への負荷の低減が図られるようにすること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、廃棄物の減量、騒音の発生の防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が守られ、及び生活環境が保全されるようすに大気、水、土壤その他の環境が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。

(3) 自然環境の適正な整備により人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 身近な自然、良好な景観等の保存及び形成、文化財その他の歴史的遺産の保存及び活用並びに雪の活用により、地域の個性が生かされた潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

(5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が図られること。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、市民、事業者及び民間団体(以下「市民等」という。)の参画及び協働を基本として行わなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策以外のすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減が図られるように配慮して行わなければならない。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的な施策

(3) 環境の保全及び創造に関する配慮のための指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第21条に定める長岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、年次報告書を公表したときは、市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、その意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するよう努めなければならない。

第3節 基本施策

(開発事業に係る環境への事前配慮)

第10条 市は、住宅団地の造成、大規模商業施設の建設その他の開発事業を行おうとする者が、その開発事業の実施に当たりあらかじめその開発事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(公害等を防止するための規制措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための適切な措置を講ずるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要があるときは、これらの事業者又は市民に対し経済的な助成を行い、又は経済的な負担を求めることができる。

(施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び緑化事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、自然散策路の整備、キャンプ場の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地及び水辺空間の整備、歴史的遺産の保存及び活用その他の潤いと安らぎのある快適な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用に供する施設を整備するように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設、維持管理等に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が図られるよう努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、事業者及び市民の環境の保全及び創造に関する理解が深まるようにするとともに、これらの者の自発的な活動を行う意欲が高まるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第18条 市は、第16条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るために、環境の状況に関する情報並びに環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地

方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 20 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第 3 章 環境審議会等

(環境審議会)

第 21 条 市長は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、長岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を担任する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議し、市長に意見を述べること。
- (2) 年次報告書に関する事項を審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること。
- (4) 長岡市地下水保全条例(昭和 61 年長岡市条例第 21 号)第 13 条第 5 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同条例の規定による指導又は勧告に従わない者の事実の公表について審議し、意見を具申すること。
- (5) 長岡市稀少生物の保護等に関する条例(平成 17 年長岡市条例第 101 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同条例の規定による保護地域の指定について審議し、意見を具申すること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

(市の推進体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の

緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 101 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

資料 14 長岡市環境審議会規則

平成 9 年 3 月 31 日

規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、長岡市環境基本条例(平成 8 年長岡市条例第 29 号)第 21 条第 6 項の規定に基づき、長岡市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 23 日規則第 4 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



概要版をご覧に
なりたい方はこちら



編集・発行

長岡市環境部環境政策課

〒940-0015 新潟県長岡市寿3丁目6番1号

TEL 0258-24-0528

FAX 0258-24-6553

MAIL kankyo@city.nagaoka.lg.jp